

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月29日

【会社名】 ロンシール工業株式会社

【英訳名】 LONSEAL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 門 脇 進

【本店の所在の場所】 東京都墨田区緑四丁目15番3号

【電話番号】 03(5600)1876

【事務連絡者氏名】 人事・総務部長 河 西 康 行

【最寄りの連絡場所】 茨城県土浦市東中貫町5番地の3

【電話番号】 029(832)8801

【事務連絡者氏名】 人事・総務部長 河 西 康 行

【縦覧に供する場所】 ロンシール工業株式会社大阪支店  
(大阪市淀川区西中島六丁目9番27号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第73回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 株式併合の件

平成28年10月1日を効力発生日として、10株を1株に併合する。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

株式併合の割合に合わせて、発行可能株式総数を90,000,000株から9,000,000株とするため、定款第5条を変更する。

単元株式数を1,000株から100株とするため、定款第6条を変更する。

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の改正に伴い、監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員や監査等委員会に係る規定の新設、取締役や取締役会に係る規定の変更、取締役会決議を要件とした重要な業務執行決定の取締役への委任に係る規定の新設および監査役や監査役会に係る規定の削除等、必要な変更を行う。

定款第5条および第6条の変更は、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、本附則は変更の効力発生日をもって削除する。

その他、相談役および顧問に関する規定を削除するほか、上記条文の新設に伴い所要の条数の変更を行う。

#### 第3号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

監査等委員でない取締役として、門脇進氏、田中利彦氏、稲葉英介氏、中瀬雅廣氏、松本公一氏及び田中達也氏を選任する。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、平山達也氏、大石秀夫氏及び河本浩爾氏を選任する。

#### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、堀谷宏志氏を選任する。

#### 第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

監査等委員でない取締役の報酬額は、年額300百万円以内とする。

なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

#### 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額は、年額74百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	30,431	499	0	(注) 1	可決 (97.31%)
第2号議案	30,492	438	0	(注) 1	可決 (97.51%)
第3号議案					
門脇 進	30,385	545	0		可決 (97.17%)
田中利彦	30,404	526	0		可決 (97.23%)
稲葉英介	30,404	526	0	(注) 2	可決 (97.23%)
中瀬雅廣	30,404	526	0		可決 (97.23%)
松本公一	30,399	531	0		可決 (97.21%)
田中達也	30,401	529	0		可決 (97.22%)
第4号議案					
平山達也	30,749	181	0	(注) 2	可決 (98.33%)
大石秀夫	30,293	637	0		可決 (96.87%)
河本浩爾	30,278	652	0		可決 (96.82%)
第5号議案				(注) 2	
堀谷宏志	29,952	978	0		可決 (95.78%)
第6号議案	30,661	269	0	(注) 3	可決 (98.05%)
第7号議案	30,708	222	0	(注) 3	可決 (98.20%)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の三分の二以上の賛成です。

2. 議決権を行使することができる株主の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成です。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会の当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。